

幸せな

デジタル

監視社会

デジタル改革関連法案の問題と懸念

デジタル改革関連法案を賛成多数で可決した衆院本会議 4月6日。(提供/共同)

衆院内閣委員会が可決した 28項目の付帯決議 問題の多さを物語る



デジタル庁創設や個人情報保護法改正を盛り込む「デジタル改革関連法案」が4月2日、衆院内閣委員会から自民、公明両党などの賛成多数で可決された。その際、与党と立憲民主党、国民民主党は28項目の付帯決議を可決させた。付帯決議には法的拘束力はない。だが、与党も同意した28項目もの付帯決議は、この法案の問題と懸念が数多いことを示すものであり、その内容を私たちは知っておくべきではなからうか。

「デジタル社会形成基本法案」「デジタル庁設置法案」「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」に対する付帯決議

政府は、デジタル改革関連5法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の事項の趣旨の通り行われるよう、必要な助言を行うこと。

- 一 デジタル改革関連法案の要綱等に多数の誤りがあったこと及びその事実が判明した後、直ちに国会に報告しなかったことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう、再発防止策を徹底すること。
- 二 デジタル社会形成基本法の施行に関し、以下の事項について配慮すること。
 - 1 本法は国民に義務を負わせるものではないことに留意すること。また、事業者に課される努力義務

- は、事業者に過度な負担を課することのないよう十分留意すること。
- 2 本法第10条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようにするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。
- 3 本法第29条は地方公共団体に「共同化及び集約」の義務を負わせるものではないことに留意すること。
- 4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方6団体のみならずその他の関係者の意見を幅広く聴取すること。
- 5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が国民を監視するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないようにす

- 6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。
- 7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、各地方公共団体による独自の自治事務の遂行を妨げることのないようにする